

経営者・経理担当者向け！ インボイス制度と電子帳簿保存法のポイント

本年(2023)年10月1日から、ついに消費税に係る適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が始まりました。

その適格請求書は、正確な適用税率や消費税額等を記載した書類(税務署長から付与された登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書など)であり、事業者である売手が買手に対し交付しなければならない(義務化された)もので、買手が消費税申告により仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けたこの適格請求書の保存が必要となります。

更には、令和4年(2022)年に改正された電子帳簿保存法において、来年(2024)年1月1日から電子保存の義務化宥恕措置が終了することに伴い、中小企業の経理実務に即した新たな措置も講じられ、各税法で紙での保存が義務付けられた帳簿や書類について、一定の保存要件を満たせば電子データ(電磁的記録)による保存ができるようになります。

そこで、今回の研修では、経営者や経理実務に携わられる方々を対象に、インボイス制度開始後の実務を行う際、判断に迷う項目をQ&A方式で参考図や記載例を交えながら解説するほか、電子帳簿保存法への対応についてわかり易く解説いたします。

- ★ 日 時 令和5年10月31日(火) 午後6時00分～8時00分
- ★ 会 場 浪速納税協会 2階 会議室 (浪速区難波中3-14-14)
- ★ 講 師 税理士 天野 利彦氏
- ★ 受講料 会 員 : 無 料 ・ 一 般 : 3,000 円
- ★ 定 員 先着 40名 (お申込みの方には、後日、受講票をFaxします。)

〒3 「インボイス制度と電子帳簿保存法のポイント」 申込 (先着 40 名)

会員名(会社名)	Tel
住所(所在地)	Fax
受講者(複数可)	
「インボイス制度と電子帳簿保存法」に係る疑問や質問等	

ご記入いただく情報は、浪速納税協会からの各種連絡・情報提供のために利用します。

※ (申込先) FAX 06-6634-1651 浪速納税協会